

税金あれこれ虎の巻

自社で解決！自社株対策

1. はじめに

最近、新聞紙面等で毎日のように相続対策・事業承継という文字を目にします。相続税の大増税が平成27年1月1日にスタートすること、また、多くの中小企業が代替わりの時期を迎えていることから、関心が高まっているようです。

今回は「相続対策・事業承継対策」の一環として登場する「自社株対策」について考えてみたいと思います。

2. なぜ自社株対策が必要なのか？

(1) 相続対策・事業承継対策における自社株対策の必要性

被相続人の所有財産に非上場株式が含まれていると、それは相続財産を構成します。また、非上場会社の事業承継とは、本質的には「自社株式の移動」を指します。被相続人（創業社長である現オーナー）が保有している自社株式を、相続人である誰かに相続させること、または後継者である誰かに贈与あるいは譲渡等して移動させることがこれらの本質なのです。

被相続人（現オーナー）から相続人（後継者）への自社株式の移動（相続・贈与・譲渡）において、この移動コスト低減のために自社株式の評価額を下げること等、税務上有利な取り扱いを受けるための対策を総称して自社株対策といいます。

(2) 自社株式を引き継ぎさせる相続人（後継者）をどう決定するか

自社株式を相続人または後継者に移動させるだけなのになぜ税務上の問題が関わってくるのでしょうか。それは自社株式を移動させる相手方によって、税務上の取り扱いが異なってくるからです。

税務上、株式の相続先、贈与先、譲渡先によって株式の相当な対価（＝時価）が変わってきます。従って、相続対策・事業承継対策を行う場合、一番初めの決定事項は株式の引き継ぎ先の決定となります。相続においては身内である相続人が株式を承継することがほとんどですが、承継の場合には、後継者候補は現オーナーの親族、従業員等、第三者（外部売却、いわゆるM&A）の3区分に大別されます。

① 相続における自社株相続および事業承継における親族内承継の場合

かつては主流でしたが、現在はそれほど多くない状況です。メリットとしては、心情的に受け入れやすいこと、生前に株式を子ども等に贈与または譲渡するため、現オーナーの相続財産が減少し、相続対策を効果的に実行できるという点が挙げられます。

もちろん、この生前の株式移動に係るコスト（贈与税・所得税）を株価引下げ対策により、大きく減少させることが前提となります。

② 従業員等への承継の場合

親族内承継の減少とともに増加してきているのがこの方法です。

本格的にMEBOスキーム（注1）を実行することから、従業員（または役員）持株会を設立し、そこへ現オーナーの株式を集約させることなど手段はさまざまですが、メリットとしては株式移動に係るコストが親族よりもかなり低減されることが挙げられます。

相続税法では、親族から全く赤の他人に株式を移動させるときは、そのときの株価を低い価格で取引して良いとあるからです（配当還元方式による価額といいます）。それゆえ売却金額がそれほど高くないため、相続財産も大幅に減少させることが可能です。デメリットとしては、他の従業員の「見知らぬ人は受け入れがたい」という心情的な問題等の出現、現オーナーが個人保証している会社などではその保証が抜け

ない、従業員は通常株式を集約できるだけの資産がないことからその資金調達コストが多額になる可能性があること(銀行等による借入金利息支払等)が考えられます。

(注1) MBOは、会社経営陣が株主から自社株式を譲り受けたりすることで、オーナー経営者として独立する行為。経営陣ではなく従業員が株式を譲り受ける場合をEBOという。そして、会社の経営陣と従業員が一体となって、株式を譲り受ける方式をMEBOという。

③第三者売却(M&A)の場合

親族も承継しない、従業員等も経営者たる資質がない、となれば廃業か第三者売却です。本業に力がある中小企業はやはり第三者売却を選択するでしょう。ただし、売却代金が現オーナーに入ってしまうと、相続財産が増加すること(こうならないように対策することも自社株対策の一環として当然考慮すべき事項です)、そもそも売却先がちっとも見つからないというデメリットがあります。

3. 具体的にどんな対策をとれば良いのか

株式引き継ぎ者を絞ったところで、それに沿った税務上の対策が必要になります。ここでは税務上、最も大きな問題が生じる親族内承継を前提として解説します。自社株対策をするには、まず、税務上の株価の評価額決定のメカニズムを知っておく必要があります。

税務上の株価は「類似業種比準価額」と「純資産価額」の2つに大別されます。「類似業種比準価額」は事業の種類が同一または類似する複数の上場企業の株価の平均値を参考に、その評価対象企業の配当や利益によって決定されます。比較的規模の大きな会社で適用されます。「純資産価額」は、貸借対照表を時価で評価替したものをイメージしていただければ良いでしょう。これは比較的小規模な会社の株価評価に使用します。概算価額を算定したら、「相続」「贈与」「譲渡」した時の税金および資金負担のコストをシミュレーションする必要があります。

自社株対策を手っ取り早く打てるのは「類似業種比準価額」方式です。なぜなら、「配当」「利益」はある程度、操作できるからです。これに対して「純資産価額」方式では今までの自己資本の蓄積や、どうしても手放せない事業用不動産等の含み益が反映されてしまうので、すぐには対策の効果は現出しにくいといわれます。

なお、「類似業種比準価額」方式で計算する場合でも配当や利益をあまりに低くしてしまうと、税務上の評価額の算定上、かえって高額評価の強制適用を受ける恐れがあります。また、上記の税務上の適正額を大きく上回ってまたは下回って贈与・譲渡された場合、当事者間に何かしらの課税関係が出てくる可能性があります。株式移動の際には、この点に留意するためにも予め税務上の適正額を知っておく必要があります。

(株式会社ウーマン・タックス 税理士 伊藤 俊一)